

公立大学法人山梨県立大学副学長に関する規程

(平成28年4月1日制定 法人2109号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第31条第2項の規定に基づき、副学長に関し必要な事項を定める。

(人数)

第2条 副学長は、4人以内とする。

(選考の時期)

第3条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長の選考を行う。

(1) 副学長の任期が満了するとき。

(2) 副学長が辞任したとき。

(3) 副学長が欠員となったとき。

(選考方法)

第4条 副学長の選考は、本学の理事又は専任教授の中から行う。副学長の任命は、理事長が行う。ただし、任命の際、学部長、研究科長及び専攻科長の職にあることとなる専任教授を除く。

(任期)

第5条 副学長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 副学長が辞任した場合又は欠けた場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務分担)

第6条 副学長の職務分担は、別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 令和7年10月1日を任期の初日とする副学長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。